



課 資 8 - 14
令和4年6月17日

日本税理士会連合会
会 長 神津 信一 殿

国税庁課税部資産課税課長
西野 享太郎

相続税e-Taxに関する周知について（依頼）

平素から税務行政につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁においては、相続税e-Taxを御利用いただくため、各種の取組を実施しています。今後より一層、相続税e-Taxを普及・拡大していくためには、税理士等の皆様に積極的に御利用いただくことが重要であるとも考えています。

つきましては、令和4年4月から光ディスク等に添付書類のイメージデータを保存して提出できるようになったことを踏まえ、相続税e-Taxのポイント等を改めて整理し、ホームページに掲載している「相続税e-Tax周知用リーフレット」を令和4年6月17日（金）に改訂しましたので、貴会におかれましては、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に下記の掲載情報を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

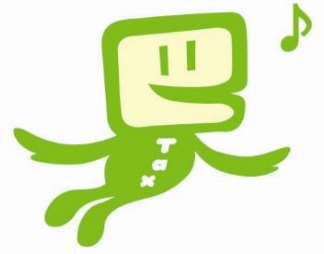
○ 相続税e-Tax周知用リーフレット

掲 載 情 報	掲 載 場 所
相続税申告はe-Taxをご利用ください	《国税庁ホームページ》 ホーム > 刊行物等 > パンフレット・手引 > 電子申告等関係

連絡先：国税庁課税部資産課税課
電 話：03-3581-4161
担 当：十見（内線3317）

税理士の皆さまへ

相続税申告は e-Tax をご利用ください



ポイント1 添付書類はイメージデータで送信可能

「戸籍の謄本」や「印鑑証明書」などの添付書類をイメージデータ（PDF 形式）で送信することができます。

- ▶ 添付書類をイメージデータ（PDF 形式）で送信することで、税務署に出向くことなく提出ができます。送信方法は次のとおりです。



送信方法	内 容	送信可能回数
① 同時送信方式	申告・申請等データの送信時に、添付書類のイメージデータ（PDF形式）を添付して、同時に送信する方法	1 回
② 追加送信方式	申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、添付書類のイメージデータ（PDF形式）を追加で送信する方法	10回まで 追加送信可能

※ 1回の送信当たり最大 136 ファイル、8.0MB のデータ容量を送信できます。「①同時送信方式」だけではデータ容量が不足する場合、「②追加送信方式」を行うことで、最大 11 回（8.0MB×11 回（88.0MB））まで送信が可能です。

新着情報

令和 4 年 4 月 1 日以後の e-Tax 申告については、①又は②の方法以外に光ディスク等に添付書類のイメージデータ（PDF 形式）を保存して提出できるようになりました。

添付書類データをまとめて保存して提出できますので、是非ご活用ください。

- ※ 光ディスク等に保存するファイル数は 1,000 ファイル（1 ファイル当たり 50MB まで）まで可能です。
- ※ 提出に当たっては、e-Tax ホームページに掲載している「e-Tax による相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項」をご確認ください。

【掲載場所】 ホーム ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告



留意事項はこちらから

ポイント2 データ管理・ペーパーレス化が可能

送信した申告等はデータで管理できるため、文書管理の効率化が図られます。

- ▶ 送信したデータや受付結果をファイルで保存できるため、データでの管理が可能となり、ペーパーレス化だけでなく、コスト削減（紙代・郵送料・交通費など）につながります。

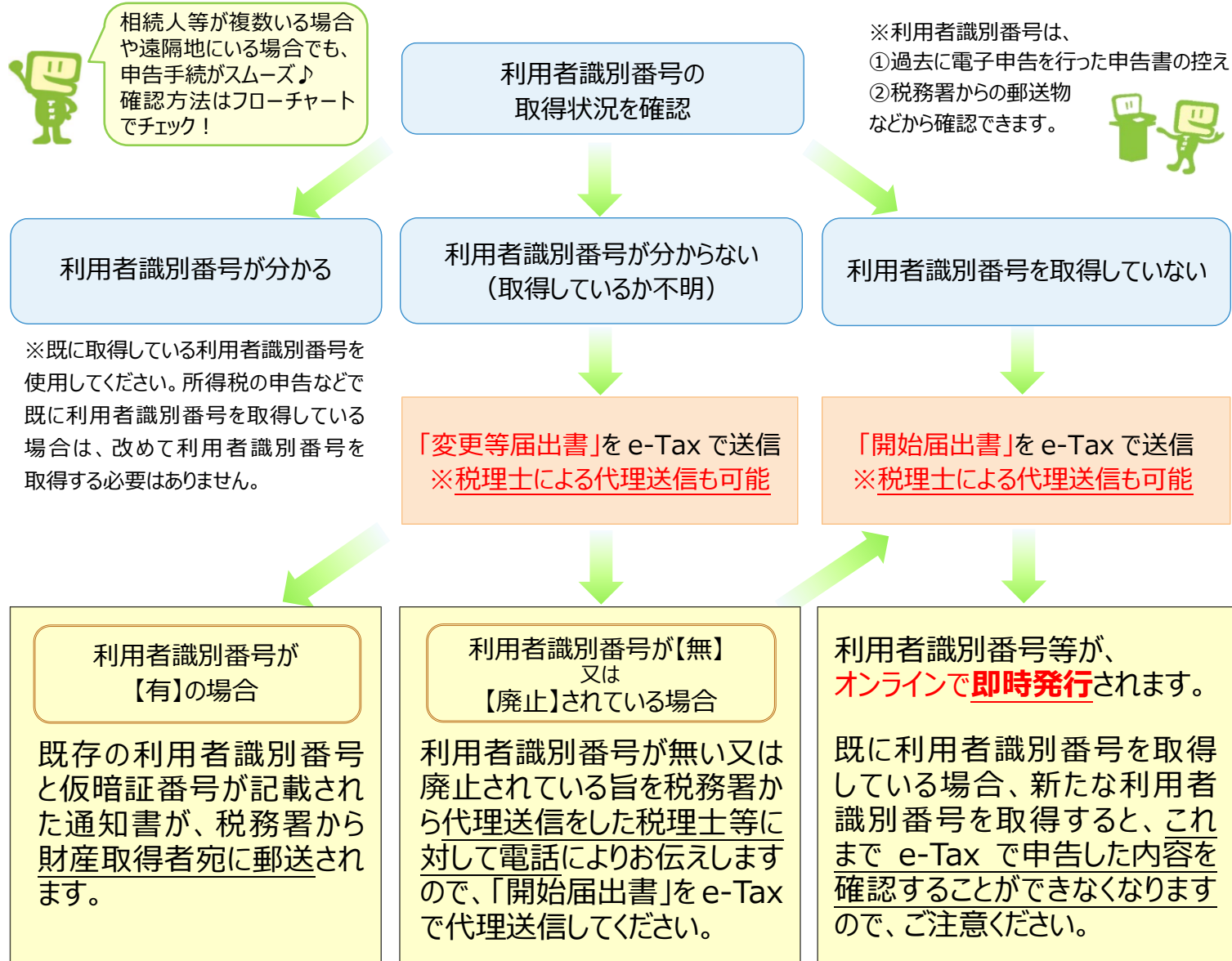
ポイント3

財産取得者の利用者識別番号のみで申告可能

財産取得者（申告書を提出する方）の

- ・ 利用者識別番号の暗証番号
- ・ 電子証明書（マイナンバーカード等）
- ・ 本人確認書類

が全て不要です。



※ 「変更等届出書」及び「開始届出書」は財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

参考情報

「相続税申告書の代理送信等に関するQ & A」を国税庁ホームページに掲載しています！

【掲載場所】 ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901**（全国一律市内通話料金）
受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）



Q&Aはこちら